

こんな相談を頂いています！

R6.5月の相談より 抜粋



*QAでは「こんな質問がきています！」という紹介をさせていただいています。

回答内容は実際に回答しているうちの、ほんの一部だけを載せています。

Q

住民票は川崎の方が他県のサービスを利用することが可能ですか？

A

地域密着のサービス以外は利用可能ですが一連のケアマネジメントの業務は必要です。

Q

予防支援の方のモニタリング時に利用票の交付は必要ですか？

A

厚生労働省のQ&Aによると業務に支障のない範囲内で簡素化して利用することとして差支えないとあり 各地域包括支援センターにご確認いただくことが望ましいです。

Q

30日を超える日(31日目)に2か所のショートステイを利用する場合の算定について、教えてください。

A

31日目を2日間とカウントしますので先のショートステイが自費となり、後のショートステイは介護保険算定となります。

Q

要支援の方の利用票の交付も三か月に一回で良いのでしょうか？

A

条例の中に利用票の交付について明確な記載はありませんでしたが、利用者の希望、各地域包括支援センターの判断などによると思われますので担当の地域包括支援センターに聞いてみてはいかがでしょうか。

Q

定期巡回訪問介護看護とショートステイを一緒に利用するときの算定は、どのようになりますか？

A

ショートステイ利用の際には、定期巡回訪問介護看護は日割り計算になります。（退所日を除く）

Q

ショートステイの利用可能な日数は、半年ですか、それとも介護保険認定期間の半分ですか？

A

介護認定有効期間の半数までショートステイを利用することが可能です。

ご相談者様からの声



完璧なご回答を頂き有難うございました。弊社の介護ソフトでは、30日超の自費が2日分算定されていたので不思議に思い質問させて頂きました。ご利用者、ご家族に誤った負担をお願いせずに済みました。また、根拠を示して頂いた事でショートステイの事業所にも自信を持って説明する事が出来ます。お忙しい中、本当に有難うございました。



根拠となる記述を教えて頂いてありがとうございました。要支援の方のモニタリングはただ単に3か月に1回というわけではなく、サービス事業所に情報収集をしたり、電話連絡をするということがよくわかりました。